二種学科教本　改訂表

（平成 29 年 3 月 12 日の道交法改正に対応）

道路交通法の改正に伴い、二種学科教本の一部を改訂致します。
つきましては、改訂表を作成しましたので、ご活用下さい。

P5　車などの区分に下記を追加

準中型自動車

P9　2　自動車の種類と大きさなど　　下記に変更

中型自動車	車両総重量が7,500kg以上 11,000kg未満のもの 最大積載量が4,500kg以上 6,500kg未満のもの 乗車定員11人以上　29人以下のもの
準中型自動車	車両総重量が3,500kg以上 7,500kg未満のもの 最大積載量が2,000kg以上 4,500kg未満のもの
普通自動車	車両総重量が3,500kg未満のもの 最大積載量が2,000kg未満のもの 乗車定員10人以下のもの

3　第一種免許の種類と運転できる自動車など　　下記に変更

大型免許……大型、中型、準中型、普通、小特、原付
中型免許……中型、準中型、普通、小特、原付
準中型免許……準中型、普通、小特、原付
普通免許……普通、小特、原付

P32　車両の種類と略称　　下記に変更

略称	車両の種類
準中型	準中型自動車

貨物	大型貨物自動車、中型貨物自動車、準中型貨物自動車及び普通貨物自動車
準中型	準中型乗用自動車以外の準中型自動車

P101　乗車または積載の制限　　下記に変更

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさと積載の方法
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている乗車定員 ●ミニカーは1人 ●特定の構造の農業用薬剤散布車は1人（運転者用以外の座席があるものは2人）	自動車検査証か軽自動車届出済証に記載されている最大積載量 ミニカーは30kg、特定の構造の農業用薬剤散布車は1500kg	車体の前後から（自動車の長さ＋1/10）をこえてはみ出さない 自動車の長さ×1.1以下 車体の左右からはみ出さない 自動車の幅以下 3.8m以下 ●公安委員会がとくに認めた自動車は高さ4.1m以下 ●三輪の普通自動車と総排気量が660cc以下の普通自動車は高さ2.5m以下

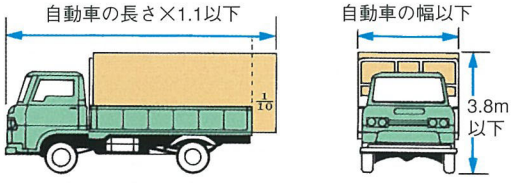

P114　自動車登録番号票の車種別分類番号　　下記に変更

分類番号	車両法による区分	道路交通法による車種別
1、10～19、100～199	普通貨物車	大型、中型、準中型、普通貨物車（2,000ccをこえる）